

～骨髄移植などにより、定期予防接種で得た免疫を失った方へ～

骨髄移植などの医療行為により『移植前に受けた定期予防接種の効果が期待できないため再接種が必要』と医師に診断され、予防接種の再接種を希望する方は、事前に申請することで予防接種費用の助成を受けることができます。

【対象者】以下のすべてを満たす方

- (1) 予防接種を受ける日において、芦屋市内に住民登録があり、20歳未満の方
- (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が低下又はなくなったため、再接種が必要と医師が認めた方
- (3) 令和2年4月1日以降に再接種をする方
- (4) 所得制限の基準を満たす方（接種を希望する方と同一世帯の方の申請する年度分の市民税の所得割の額を合計した額が23万5千円未満の方。ただし、算定条件、控除条件等がございますので、詳細はお問合せください。）

【助成対象となる予防接種】

ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、麻しん・風しん（MR）混合、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘（水ぼうそう）、B型肝炎

【助成金額】

予防接種に要した費用（文書料・抗体検査料を除く）もしくは芦屋市の予防接種の委託料単価のうち、いずれか低い金額から自己負担分（1割）を除いた費用を助成します。

【手続きの流れ】

- 1 事前に助成申請を行う
 - ・ 芦屋市予防接種再接種費用助成対象認定申請書（様式第1号）
 - ・ 芦屋市予防接種再接種費用助成に関する理由書（様式第2号）
 - ・ 接種済みの定期予防接種の履歴が確認できる物（母子健康手帳の写し等）
 - ・ 印鑑
- 2 市から芦屋市予防接種再接種費用助成対象認定通知書（様式第3号）を発行（書類一式を受領した日から2週間程度かかります。）
- 3 医療機関で再接種（全額自己負担で医療機関へ支払い、後日払戻し）

【注意】必ず、芦屋市予防接種再接種費用助成対象認定通知書が手元に届いてから再接種を行ってください。
- 4 助成金の交付申請書の提出
 - ・ 芦屋市予防接種再接種費用助成金交付請求書（様式第5号）
 - ・ 予防接種を受けた医療機関の領収書（予防接種の種類、接種日が記載された物）
 - ・ 予防接種予診票（助成対象者の氏名、予防接種の種類及び接種日、医療機関の名称の記載がある物に限ります。）

【注意】提出期限は、再接種を受けた日の年度末までです。
- 5 予防接種費用の助成金を後日指定の口座に振り込みします。



お問合せ先
芦屋市保健センター
（芦屋市こども・健康部 健康課）
TEL0797-31-1586 FAX0797-31-1018